

# 労働者協同組合法制定!!

## 協同労働運動のさらなる飛躍へ

### —労働者協同組合法制定のインパクト—

2020年、悲願の労働者協同組合法が制定されました。

2020年6月12日に、議員立法として全党・全会派の賛同で衆議院に提出され、臨時国会で衆参の厚生労働委員会で質疑がされたのち、2020年12月4日15時18分に参議院本会議で総員一致で可決され、12月11日に官報で公告され、労協法は成立しました。1998年、日本労協連が「労働者協同組合法制定運動推進本部」開設出陣式が開催されてから22年、研究所の視点から言えば、1991年に『労働者協同組合法制』研究会を立ち上げてから29年の歳月がかかり、労働者協同組合法が制定されました。

本号では、労働者協同組合法(以下：労協法)が制定された意味や可能性について、人生をかけて法制定を目指した仲間が、どのような想いで法制化運動に関わってきたのか。これから労協法を通じてどのように社会を変えていきたいのかを法制定に関わった当事者の視点から語っていただきました。その意味では、各者の溢れる思いが詰まった1冊になったと考えています。

永戸祐三報告は「労協法制定を力に協同労働運動・労協運動はどのような社会変革をもたらすことができるか」をテーマにしている通り、社会変革を焦点として、労働者協同組合のリーダーとして労働者協同組合運動の分岐点をつくることを大切にしながら、法制定の意味とともに今後の展望を歴史的・大局的視点でまとめています。

山本幸司報告では、労協法成立までの経緯・法の意味・特徴を端的な中でもわかりやすくまとめていただきました。そして労協法が労働運動の進化をもたらすことに言及している記述は、労働組合運動と労働者協同組合運動の両運動に関わった経験者の言葉として、とても重いものがあると考えています。

島村博報告は労協法の設計構想をテーマにし、本号では労協法の「組合は組合員に直接に奉仕する(法3条4項)」「組合は設立の登記をすることにより成立する(法26条)」「組合(加入)契約と労働契約(法22条、23条：加入、12条)、(法3条2項二、四、20条)」の論点を深めるものとなっています。島村報告では、労協法を活かすための理論が海外事例も交えながら述べられています。上記の論点について「なぜ」「どう考えるのか」という疑問に理論的に答えるものになっています。次号でもいくつかの論点を掲載予定です。

12月12日に開催した「労協法実現による協同労働および協同組合の広がり」と可能性を

考える」研究会では研究と実践と結びつける視点で、3名の協同総研理事から報告いただきました。高橋報告では、スペインの社会的連帯経済の調査を元に、労協法と引き付けて地域で市民が「総有」する居場所・仕事をつくる可能性を示唆しました。松本報告では、アメリカの労働者協同組合の調査を元に、労協法をどのように活かすのかを提起しています。自らも労働者協同組合をママ友たちと立ち上げたいなどの話をされるなかで、多くのブレインストーミングを通じて、労働者協同組合が社会で多く活用されるあり方のヒントを出しています。向谷地報告では、向谷地さんとともに、統合失調症の当事者でもある伊藤さん、和田さんも参加しました。そこから当事者研究と協同労働をかけあわせ、交流することから生まれる「対話」の力や、市民による新たな実践知の創造を想起する報告になりました。その意味では、協同労働の持つ可能性の一部を当事者研究の視点から語っていただいたように考えています。

労協法を自治体政策に活かす視点からは、埼玉県北本市市議の工藤日出夫さんと、元市議で現在は労働者協同組合の組合員の島野正紀さんにインタビューしました。北本市議会は全国で初めて労働者協同組合法の早期制定を求める意見書決議を行ないましたが、法を政策に活かす意味で市議会での協同労働研究会の開催、労協法に関わる条例づくりが進められています。しかしこれらの政策以上に市民が公共をつくる際に行政に頼り切る姿勢ではなく、「志」民を増やす仕組みや想いの必要性が多く語られたように思います。自治体の制度・政策に結びつけることの大切さと同時に、住民・市民が自立的・主体的にまちづくりに関わる意味を考えさせられる内容であると感じます。

資本主義経済の終焉と民主主義の危機、そしてコロナ禍で人と人が分断され、人と自然が断絶される社会のなかで、労協法が制定されたことは、市民や労働者が職場・地域で自治的なコミュニティをつくることを通じて、協同して社会を変革していくスタートが切られたようにも考えています。

労協法が制定されて、特集として確定した内容を取り上げることができることに嬉しさを感じます。それと同時に労働者協同組合運動や協同労働運動は、社会情勢、実践・理論の進化、関わる人の多様化により、「生きもの」として絶えず変化・発展していくものだと考えていますので、労働者協同組合運動・協同労働運動の「過去」・「現在」・「未来」をつなぎ続けることを本誌で表現できればと思っています。その意味で、「過去」では法制定まで20年以上の月日が経つなかで、法制化されたことの想いを多くの会員の皆さんからお寄せいただきたいと考えています。そして「未来」では、法施行に向けて法が活用され、持続可能な地域社会づくりを展望する機会を本誌上で展開できればと考えています。

多くのご意見をお寄せいただきますよう、今後ともよろしく願いいたします。

相良 孝雄(協同総合研究所 事務局長)